

情報通信審議会情報技術分科会  
航空無線通信委員会  
航空監視システム作業班（第10回会合）及び  
航空無線電話・航法システム作業班（第5回会合）  
合同会議（第4回） 議事要旨（案）

1 日時 平成22年10月20日(水) 15:00~16:45

2 場所 中央合同庁舎7号館 9階共用会議室2

3 出席者

(1) 構成員(敬称略)

小瀬木 滋(主任)、南 正輝(主任代理)、伊藤 達郎、井口 克也(代理:小松原 健史)、伊野 正美、上野 誠、臼井 範和、大串 盛尚、荻原 広樹、勝田 正博、木ノ原 正一、小山 修、近藤 天平、斉藤 康弘、佐藤 克宏、志田 命彦(代理:羽鳥 友之)、鷹觜 清一、辻 宏之、永田 和之、畑 清之、平田 俊清、水谷 悟、山崎 潤、

(2) オブザーバ(委員会運営方針5作業班の運営(5)に基づく出席)

(敬称略)

宮崎 裕己

(3) 事務局

衛星移動通信課 巻口課長、田中課長補佐、長澤係長

4 議題

(1) 前回議事要旨の確認について

(2) 対応方針について

(3) その他

5 議事概要(敬称略)

小瀬木主任から、「委員会運営方針 5作業班の運営(5)」に基づき、オブザーバとして独立行政法人電子航法研究所 宮崎氏に出席して頂いている旨及び、前回作業班以降、日本貨物航空株式会社の島村構成員が木ノ原構成員に交代された旨の報告があった。

続いて、事務局から配付資料の確認を行った後、以下のとおり議事が進められた。

(1) 前回議事要旨の確認について

事務局から、資料「10-CNS 作合 4-1」に基づき、航空無線通信委員会航空監視システム作業班（第 9 回会合）及び航空無線電話・航法システム作業班（第 4 回会合）合同会議（第 3 回）の議事要旨案について説明が行われ、当該議事要旨案について意見がある場合は、平成 22 年 10 月 22 日までに事務局あて連絡を頂きたい旨の周知がなされた。

議事（2）の前に、10 月 4 日より 8 日までの期間にブリュッセルにおいて開催された「ICAO ASP 第 9 回 WG 会議審議結果概要」の結果について、資料「ICAO ASP 第 9 回 WG 会議審議結果概要」の説明が電子航法研究所 宮崎氏からあった。「On The Ground」関係の作業部会の開催時期についての質問が、総務省 巻口課長からあり、次回の作業部会（技術サブグループ）の開催時期は、平成 23 年 1 月下旬に開催され、次回の作業部会で意見がとりまとめられれば、平成 23 年 4 月に WG が開催され、審議が行われる予定との回答が宮崎様からあった。「On The Ground」関係の作業部会の開催時期についての意見は特段なかった。

(2) 対応方針について

議事（2）の対応方針について、これまでの航空無線通信委員会航空監視システム作業班及び航空無線電話・航法システム作業班合同会議（以下、「CNS 作業班合同会議」という。）において、ICAO 条約第 10 付属書第 85 改正（以下、「ICAO85 改正」という。）の対応方針等について検討を行ってきた結果をふまえて、航空無線通信委員会の報告案を作成するため、事務局から資料「情報通信審議会 情報通信技術分科会 航空無線通信委員会報告（案）」について、当該骨子案の説明があった。特段意見はなく、骨子案に沿って審議状況、審議概要、審議結果を書き込むこととなった。

次に、事務局より、資料「改正 85 の改正への対応方針（案）」について、資料中の項番と内容の概略、対応方針について説明があり、以下の質疑応答がなされた。

小瀬木主任： 本日配布資料「改正 85 の改正への対応方針（案）」（10-CNS 作合 4-2）（以下、「対応方針（案）」という。）の「VOL.1 無線航法支援」中、「CHAPTER3 3.1 ILS のための仕様 ～ 3.7 GNSS」から「ATTACHMENT D. 3.2 精度 ～ 4.2 GLONASS」までの項目について、前回の確認であるが、本邦において当該内容を適用する実態がないということで、当該内容を電波法関係規則に反映しないという意見が出ていたが、実際に ILS を運用している国土交通省（航空局）の小松原氏に当

該内容について意見を伺いたい。

小松原： 航空法関係規則には、資料中の内容の改訂は予定していないので、電波法関係規則への反映もしないということによろしいと考える。

小瀬木主任： 電波法関係規則に反映しないということによろしいか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については、電波法関係規則に反映しないということとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL. 3 通信システム PART1 デジタルデータ通信」中、「APPENDIX TO CHAPTER 9 5. 航空機アドレスの割当て 5.1 ～ 5.2.1 勧告」の項目について、この内容は、電波の質に関係がないものであるので、電波法関係規則には反映しないということであったが、意見等はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については、電波法関係規則には反映しないということとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL. 4 監視と衝突システム」中、「CHAPTER 2. 総則 2.1 二次監視レーダー（SSR） 2.1.5.1.7 SI 能力」の項目について、論点内容は、SI 能力を有するトランスポンダの規定が、現在電波法に記載されているかどうか、記載があれば、記載方法の整合性はどのようにするか、また電波法に記載がなければ、記載を行わないか、あるいは SI 能力を有するトランスポンダに接尾語を付ける際、「s」だけではなく、他の接尾語をつけるかどうかであると考えが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については、次回までに意見をまとめることとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL. 4 監視と衝突システム」中、「CHAPTER 3. 監視システム 3.1 二次監視レーダー（SSR）システム」「3.1.1.6 応答送信の特性（空間信号）」「3.1.1.6.2 情報パルス」の項目について、当該内容は、現行システムで使用していない将来拡張用にリザーブされた「X」パルスがあるが、MODE S システム誕生により、十分な機能拡張がなされつつあるという内容が注（Note）として記載されている。無線設備規則中に記載するのが適切かどうかという

ことが論点となると思われるが、意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： リザーブされた「X」パルスについて、電波法に追記することにより、実際に製造される無線機器に影響を及ぼすかどうか、無線機器製造メーカーの立場から意見をいただきたい。

近藤： 当該内容を追記しても、「X」パルスは実際には発射されていないので、二次監視レーダー(SSR)に影響はない。

伊野： 当方としても同じく二次監視レーダー(SSR)に影響はない。

小瀬木主任： 当該内容について、無線設備規則に記載するかどうか挙手で決定したい。

→（無線設備規則に記載不要の意見が多数）

小瀬木主任 当該項目について、無線設備規則に記載しないこととする。

小瀬木主任 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.1.7.4.3 S1パルスの存在における抑圧」の項目について、衝突防止装置が出力する質問信号の中で、先頭に若干出力の弱いパルスを付けて、一定程度の受信電力のものは応答しないようにする抑圧機能がある。「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.1.7.9. 応答率」「3.1.1.7.9.3」の項目についても、S1パルスについての内容であるので、同時に審議を行いたいが、意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、ICAO85改正を満足する機器にあっては電波法関係規則に反映する方向で行う。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.1.7.9.2 応答率の限界制御」の項目について、質問信号が多数発せられた時、信号環境が悪化するので、ある程度以上の質問には返答しないという内容である。現在、無線設備規則等には該当はない。

宮崎： 現在 ICAO 条約第 10 付属書でも注記はなく、手を加えられていない。

小瀬木主任： それでは、ICAO 条約第 10 付属書の方も変更がないということで、電波法関係規則に記載しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.4.2 抑圧」「3.1.2.4.2.2 抑圧パルス対」「3.1.2.4.2.3 (S1パルスの抑圧を3.1.1.7.4.3の定義によるものとする。)」の項目に

ついて、現在は電波法関係規定に記載はない部分を電波法関係規定に記載するかどうかであると考えますが、意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、次回の CNS 作業班合同会議まで要検討事項とする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.5.2 モード S のみの全ての呼出しトランザクション」「3.1.2.5.2.1.2.2（注部分のみ改訂）」の項目について、現在は、電波法関係規定には当該内容の記載がないので、新しく追記するかが論点となる。当該内容については、ICAO 条約第 10 付属書の参照文献の構成が変更となり、電波の質には関係ない内容なので、特段電波法関係規定に反映の必要はないと考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.5.2.2.1 CA 能力」の項目について、応答信号内の 3 ビットのフィールドについて記載されている。現在存在するトランスポンダの一部の機種については、当該内容を満たさなければならないという趣旨である。当該内容は「On The Ground」関係であり、ICAO 条約で現在も議論中の内容なので、継続審議と考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については継続審議とする。

小瀬木主任： 本日配布資料「改正 85 の改正への対応方針（案）」（10-CNS 作合 4-2）の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.6.1.4.1 SD のサブフィールド」の項目について、現在の電波法関係規定に記載がないということで、詳細な SD のサブフィールドについて電波法関係規定に記載するかどうか論点となるが、当該内容も「On The Ground」関係であり、継続審議と考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目についても継続審議とする。

小瀬木主任 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.6.10 基礎データプロトコル」「3.1.2.6.10.1.1.2 一時的警報状態」から「3.1.2.6.10.3.1」の項目について、トランスポンダの一

時的警報状態の使用方法が記載されているものであり、電波の質には関係ないので、電波法関係規定には反映しないということになっていたが、意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については電波法関係規定に反映しないこととする。

（「対応方針（案）」の「VOL. 4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.6.7 航行状態／地上状態の決定」の項目の審議の時、臼井構成員から「3.1.2.6.10.3.1」の項目は「On The Ground」関係という指摘があり、継続審議となった。）

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL. 4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.2 ショート空対空監視、ダウンリンクフォーマット 0」の項目については、ハンドレベルコントロールとスペアの 2 ビットが追加された内容である。ICAO 条約第 10 付属書の内容に RTCA (Radio Technical Commission for Aeronautics) の内容が未反映の部分が存在したので、当該内容を追記したものである。したがって、現実の機材には影響がなく、ICA085 改正を満足する機器にあっては反映する方向で考えたいが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、ICA085 改正を満足する機器にあっては電波法関係規則に反映することとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL. 4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.3 ロング空対空監視、ダウンリンクフォーマット 16」の項目について、衝突防止装置の感度レベルの記載漏れを追記した内容となっている。現在の無線機器ですでに当該内容を満足されており、電波法関係規則に記載しなくても実際には影響がない。よって、ICA085 改正を満足する機器にあっては反映することとしたいが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、ICA085 改正を満足する機器にあっては電波法関係規定に反映することとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL. 4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.4 空対空送信プロトコル」の項目について、トラ

ンスポンダのビットの設定について詳細な規定を電波法関係規則に記載するかが論点となる。現在は電波法関係規則に記載されていないが、記載をするならば、空対空フォーマットに関するビット等の細かな規定であるので、特段記載の必要はないと判断する。意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、電波法関係規則には反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.6 拡張スキッタ、ダウンリンクフォーマット 17」「3.1.2.8.6.2 ME: メッセージ、拡張スキッタ」の項目については、参考文献の番号の変更のみに係る内容なので、電波法関係規則には反映させる必要はないと考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、電波法関係規則には反映しないものとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.6.4.6 イベントドリブンスキッタ」の項目については、電波の質に関係のない内容なので、電波法関係規則には反映させる必要はないと考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、電波法関係規則には反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.6.7 航行状態／地上状態の決定」の項目について、当該内容も「On The Ground」関係であり、継続審議と考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については、継続審議とする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.7.3.3.5 航行／地表位置の決定」の項目については、電波の質には関係のないものと思われるが、「On The Ground」関係

であるので、ICAO 条約の「On The Ground」関係の動向を確認して継続審議と考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については、継続審議とする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.9.2（DF=19 スキッタの使用条件について）」の項目について、前回、全ての DF を記載するという議論があり、防衛省の永田構成員からも特段の異論はなかったものである。総務省告示には DF=19 を含め全ての DF を追記するというのでよいか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、総務省告示に DF=19 を含め全ての DF を追記することとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.9.3（低電力かつ高頻度での DF=19 の運用条件について）」の項目について、資料中において電波の質に関係しないものとされているが、「3.1.2.8.9.2（DF=19 スキッタの使用条件について）」の項目で、DF=19 を含め全ての DF を追記ということとなった。よって、当該項目は電波法関係基準に反映するものと考え、DF=19 を記載するにあたり、運用状態の DF=19 の規定について、2つの内容、①通常電力の場合、②低電力の場合を記載する必要があると考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、次回の CNS 作業班合同会議までに意見をまとめることとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.8.9.4（航行中の UF=19 質問について）」の項目について、軍用の編隊維持装置は、衝突防止装置を改造して運用している実態があり、電波を発射する際、混信を防止するため、干渉制限方式の質問信号数に含めるという内容である。よって電波の質に関連するものであると考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、「3.1.2.8.9.2（DF=19 スキッタの使用条件について）」「3.1.2.8.9.3（低電力かつ高頻度での DF=19



の運用条件について)」の項目と関連する内容であるので、今後確認の上、継続審議とする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.9 航空機識別プロトコル」「3.1.2.9.1.4 航空機識別の変更」の項目について、現在記載されているビットフォーマットの使用方法が記載されている内容である。電波の質に関係がないという議論がなされているが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、反映しないこととする。

小瀬木主任 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.10 SSR モード S トランスポンダに必須のシステム特性」「3.1.2.10.1.1.5 スプリアスレスポンス」「3.1.2.10.1.1.5 勧告（受信通過帯域外の信号のスプリアスレスポンスは通常の 60dB 以下であること。）」の項目について、日付（「2012 年 1 月以降に承認された装置～」の記述）については議論があると考えるが、ICA085 改正を満足するトランスポンダについては、当該規定を満たしており、現在まで製造されたトランスポンダについては、この内容の試験が行われていないので、保証の限りではないという問題がある。どのような表現の反映を行うか、実際トランスポンダを装備・運用されている航空事業者の伊藤構成員の意見を伺いたい。

伊藤： ICA085 改正を満足する機器にあつては、反映する方向でよいと考える。

小瀬木主任： それでは、当該項目について、次回までに ICA085 改正を満足する機器にあつては、電波法に反映する方向で調整を行い、当該内容で妥当かどうか確認を行うこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「3.1.2.10.3.10.3 スキッタ送信の抑制」の項目について、参照文献に係る変更であるので、電波の質に影響はなく、電波法関係規則には反映しないことが適当であると考えるが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： 当該項目について、電波法関係規則に反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突シス

テム」中、「CHAPTER 4. 航空機衝突防止システム」「4.2.3.3.3 モード A/C ACAS I の干渉限界」の項目について、当該内容の数式の誤記訂正であり、衝突防止装置の改訂を行った際、RTCA (Radio Technical Commission for Aeronautics) の文章を参照しているため、参照内容が反映されているか事務局で確認をしていただきたい。反映される内容は、実際の無線機器に合致した内容となっているので、ICA085 改正を満足する機器にあつては、反映する方向という表現が適切か判断しかねるが、ICA085 改正を満足する機器にあつては、電波法関係規則に反映するということが良いか？

→ (本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。)

小瀬木主任： 当該項目について、85 改正を満足する機器にあつては、反映することとする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針(案)」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「4.3 ACAS II 及び ACAS III に関する設備の総論」「4.3.2.2 干渉制御」「4.3.2.2.2 ACAS 干渉制限不等式」の項目について、すでに告示に反映してあるので、議論なしとする。

小瀬木主任： 資料「改正 85 の改正への対応方針(案)」(10-CNS 作合 4-2)の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「4.3.2.2.2.1 回避指示間の送信」の項目について、干渉制限の時にどの程度まで干渉制限をカウントするかという内容であり、RTCA (Radio Technical Commission for Aeronautics) にあわせて ICAO 条約の修正を行っている。当該内容は、実際の機器には影響しない。電波法の関係告示に当該項目の記載があるか事務局で確認していただき、記載があれば修正を行い、記載がなければ、特段反映はしない方向と考える。事務局の方はいかがであるか？

事務局： 当該内容を確認する。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針(案)」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「4.3.2.2.2.3 高度 5490m(18000ft) 以上の ACAS 装置の送信」の項目について、当該内容の誤記訂正であり、電波法告示に当該項目の記載があるかどうか事務局で確認していただき、記載があれば修正を行い、記載がなければ、特段反映はしない方向と考える。事務局はどうか？

事務局： 当該内容を確認して判断する。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針(案)」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「4.3.3 接近情報の助言」「4.3.3.1 接近情報(TA)機能」か

ら「4.3.5.3 回避指示の有効性」までの項目について、現在の電波法には特に記載がなく、電波の質に影響する内容ではないので、電波法関係基準には反映しないこととするが意見はあるか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目については、電波法関係規則には反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「4.3.5.3.1（2014年1月1日以降の新しいACAS装置の導入について）」の項目は、航空機が垂直上昇率、下降率を設定しているものについては、パイロットが適切な動作をしないときは、適切な動作を促すよう処置するという内容である。当該内容について、衝突防止装置の詳細なアルゴリズム規定が存在しないので、新たに電波法関係規則に追記するか、保留または電波法に追記しない方向か構成員各位に挙手で意見を伺いたい。

→（追記しない方向の意見多数。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、電波法に反映しないこととする。次項「4.3.5.3.2 勧告（2017年1月1日以降は、全てのACASが4.3.5.3.1における要件を満足するべき。）」も同内容であるので、電波法関係規則に反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「4.3.7 ACASのプロトコル」「4.3.7.1.1 監視のプロトコル」「4.3.7.1.1 Mode A/C トランスポンダの監視」から「4.3.8.4.2.6 CC: Cross-link capability」の項目について、現在無線設備規則に規定がなく、電波の質に影響はないと考える。新たに電波法に追記するか、保留または電波法関係規則には追記しない方向か挙手で意見を伺いたい。

→（追記しない方向の意見多数。）

小瀬木主任： 当該項目について、反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「4.5 拡張スキッタを使用するACAS」から「4.5.1.6」までの項目について、ハイブリッド監視と呼ばれている方式で、現在明記されている規定はない。衝突防止装置の基準の時も記載はあったが、その後の研究で制御アルゴリズム等の不備が見つかり、当該内容の改訂等が行われている。前回の議論の時は、機材が全くない状態であったが、今回

の議論では、数年のうちに認証されて販売されるのではないかという予想がされている。しかし、当該内容を満たした無線機器の販売時期は未定であり、時期の確証はない。このことを考慮して、当該内容について、今回当該内容を記載するか、実際の機材が登場するまでの間は継続審議にするかの判断を挙手で伺いたい。

→（機材が存在するときまで継続審議にする意見多数。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、機器の動向をみて継続審議とする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「CHAPTER 6. マルチラレーションシステム」から「6.4 性能要件」「6.4.1（MLATの性能特性について）」までの項目について、ICA085改正を先取りしてすでに電波法関係規則に反映している。「6.1 定義（マルチラレーションシステム及び到達時刻差（TDOA）の定義）」の項目については、ICA085改正を満足する機器にあつては反映する方向と記載があるが、マルチラレーションシステムの規定が記載されたのがICA085改正であるので、当該内容は、すでに記載されているはずである。ついては、当該内容について、事務局で確認していただきたい。

事務局： 後程、内容を確認する。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「6.4 性能要件」「6.4.1（MLATの性能特性について）」の項目については、マルチラレーションシステムの性能要件として、航空管制の使用にあたり、十分な性能を追求することとの記載がなされているものであり、電波の質には関係しない。よって、電波法関係規則には反映しないことが適当であると考えらるかどうか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、電波法に反映しないこととする。

小瀬木主任： 本日配布資料「対応方針（案）」の「VOL.4 監視と衝突システム」中、「CHAPTER 7. 機上航行監視アプリケーションのための技術的要求事項」から「7.1.2.1 ～ 7.1.2.3」までの項目について、ADS-B受信機をパイロットがレーダーの代用品として使用するシステムの規定であり、現在認証されている機器は存在しないが、具体的な機器の技

術基準等の規定は、ICAO条約第10付属書で制作中であるので、継続審議としてよいか？

→（本件について、他の構成員からの特段の意見はなし。）

小瀬木主任： それでは、当該項目について、継続審議とする。

小瀬木主任： その他、質問や意見等があれば、10月22日までに事務局に提出されたい。

### (3) その他

事務局： ICAO85改正の国内規定に反映について、資料「10-CNS 作合 4-3」に基づいてスケジュールを説明させていただく。11月中に再度 CNS 作業班合同会議を開催させていただき、航空無線通信委員会への報告案を提案させていただきたい。この報告をもって、11月下旬または12月上旬に開催予定の航空無線通信委員会に報告していただき、当該委員会での審議を経た後、情報通信審議会技術分科会に報告・答申または報告をさせていただきたいと考えている。次回の CNS 作業班合同会議の日程については、後日改めて構成員の方々と調整させていただきたい。

以上